

重要なお知らせ

令和8年2月18日

お取引先各位

大阪府医師信用組合

キャッシュカードご利用限度額の引き下げについて (70歳以上のお取引先)

平素は、大阪府医師信用組合をご利用いただき、誠に有難うございます。

さて、大阪府は、昨今の府内における特殊詐欺被害が急増している現状を鑑み、大阪府警察と連携して「大阪府安全なまちづくり条例」を一部改正いたしました。

当組合におきましても、特殊詐欺被害の大半が高齢者であること、また、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の強化、お客様保護の観点から、次のとおり、対象口座に該当されるお取引先について、キャッシュカードによるお引出し、お振込みの1日あたりのご利用限度額を10万円に引き下げることいたしました。

お取引先皆様の大切な資産を守るため、ご理解賜りますようお願いします。

1. ご利用限度額引下げ日

令和8年4月1日

2. 対象口座

つぎの2つの条件すべてに該当する個人・個人事業主のお取引先の口座が対象となります。

(1) 年齢が満70歳以上のお取引先

(2) 過去3年間、ATMでのお引出し、お振込みがないお取引先

※ 本件については、令和8年1月末を基準日とし判断します。以降、毎年、1月末を基準日として、該当される口座については、利用限度額を10万円に引き下げます。

3. キャッシュカード利用限度額(1日あたり)

	変更前	変更後
お引出し	200万円(注)	10万円
お振込み	200万円	10万円

注) ご利用の金融機関の設定により、引出しが出来ないATM、複数回(1回、50万円など)に分けての手続きが必要となるATMがあります。

4. その他

ご利用限度額引下げ後、利用限度額の変更を希望される場合、或いは、今後、キャッシュカードを利用する予定はない場合、当組合の窓口または下記お問い合わせ先にお申し付けください。

【お問合せ先】

大阪府医師信用組合 営業部預金課 06-6762-7381(代表)

堺出張所 072-221-6456(代表)